

運用指針
第2条①ーイ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

関係機関との協議による工事用仮橋の変更

(東海北陸自動車道 ^{ゴカヤマ}五箇山IC～^{フクミツ}福光IC)

東海北陸自動車道

ゴカヤマ フクミツ 五箇山IC～福光ICの路線概要

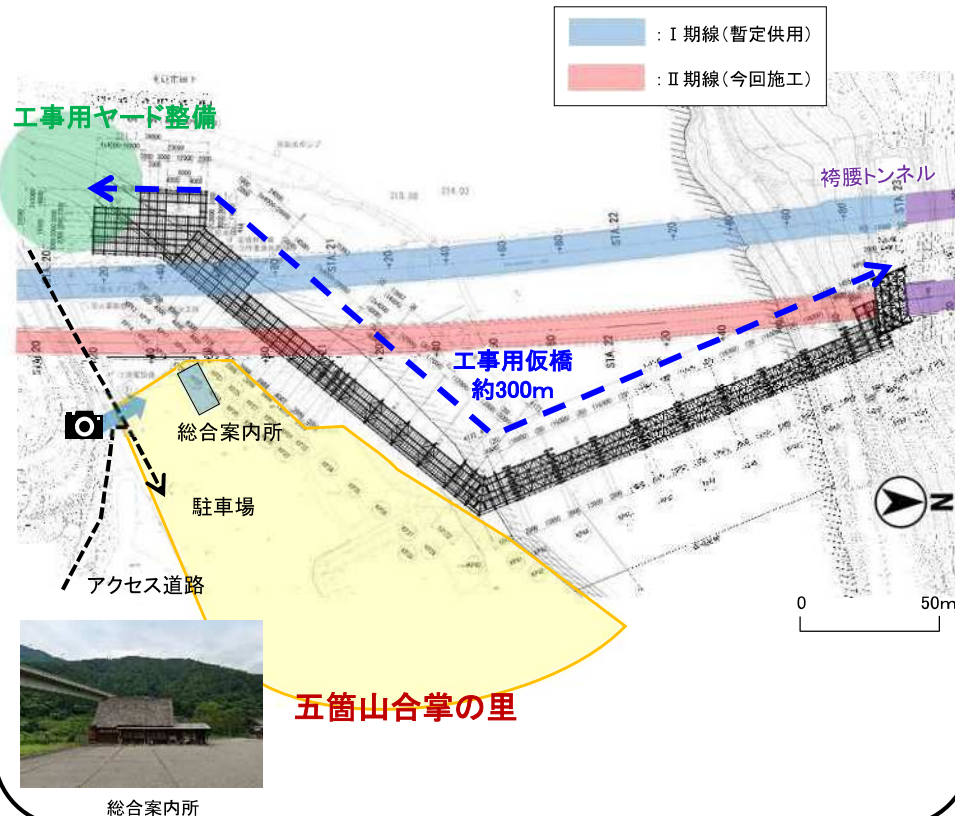


- ・東海北陸自動車道は、一宮(愛知県)と砺波(富山県)を結ぶ延長約185kmの高規格幹線道路
- ・東海地方と北陸地方のネットワーク確保により、日本海側と太平洋側の連携による国際競争力強化や地域活性化に寄与する路線
- ・五箇山IC～福光ICの一部区間は、物流ネットワークの強化等のため、2020年3月に4車線化が事業化



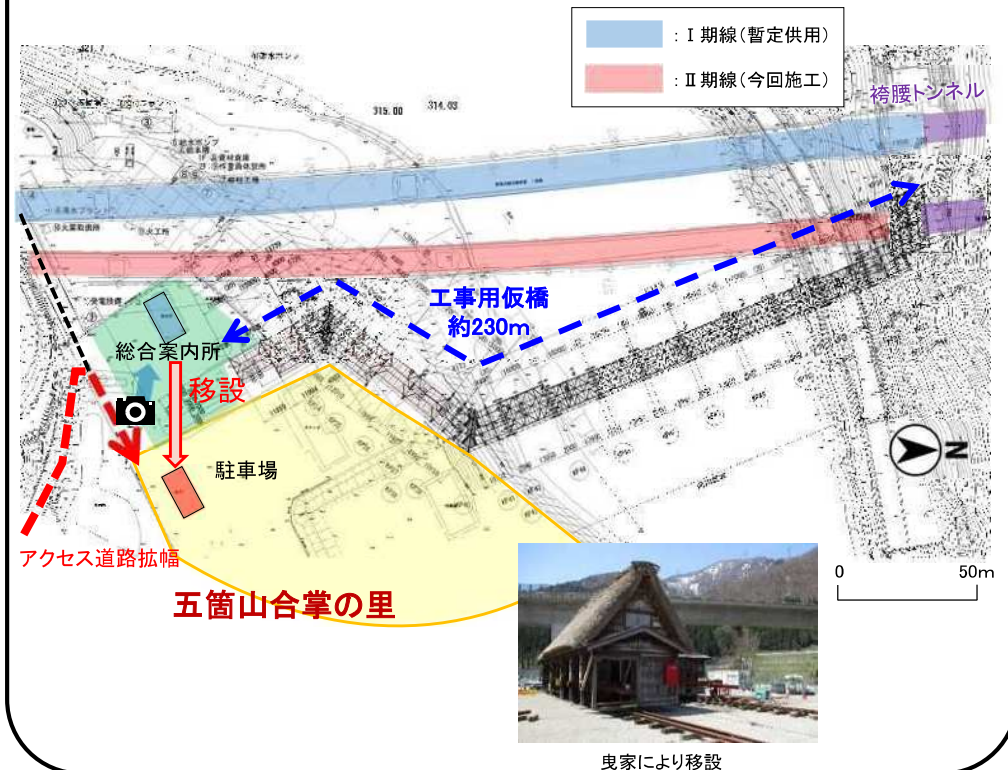
当初計画

- ・東海北陸自動車道の4車線化工事における袴腰トンネルの施工に際して工事用ヤードの整備を計画
- ・世界遺産 菅沼合掌造り集落の関連施設である五箇山合掌の里の敷地を避けるため、**I 期線側にヤードを設け**、工事用仮橋を設置して現場へのアプローチを計画



経営努力による変更

- ・五箇山合掌の里の駐車場であれば借地が可能ではないかと考え協議
- ・協議開始から**約2年間の協議**を経て、五箇山合掌の里の入り口にある総合案内所の移設およびアクセス道路の拡幅を実施することで、工事車両と一般車両の住み分けを実現し、**駐車場内にヤードを設ける**ことの許可を得る
- ・上記より、**仮橋の設置延長を短く**することが可能となり**建設コストを縮減**



(参考)世界遺産 菅沼合掌造り集落と五箇山合掌の里

◎合掌造り集落の世界遺産登録までの経緯

- 1970(昭和45)年 : 国の史跡指定
- 1994(平成6)年 : 重要伝統的建造物群保存地区に指定
- 1995(平成7)年 : 世界文化遺産へ登録



◎五箇山合掌の里の駐車場の設置経緯・使用状況

1994年に合掌造り集落が重要伝統的建造物群保存地区に指定されたことを受け、五箇山合掌の里を開業。駐車場も運用開始。

＜現在の駐車場の使用状況＞

○当該駐車場は、広大な敷地を有しており、今回の借地協議では、駐車場の使用状況を踏まえ、当該施設への影響が生じない範囲で協議をしたもの。



五箇山合掌の里 駐車場(工事前)

出典:五箇山合掌の里より(NEXCO中日本加筆)

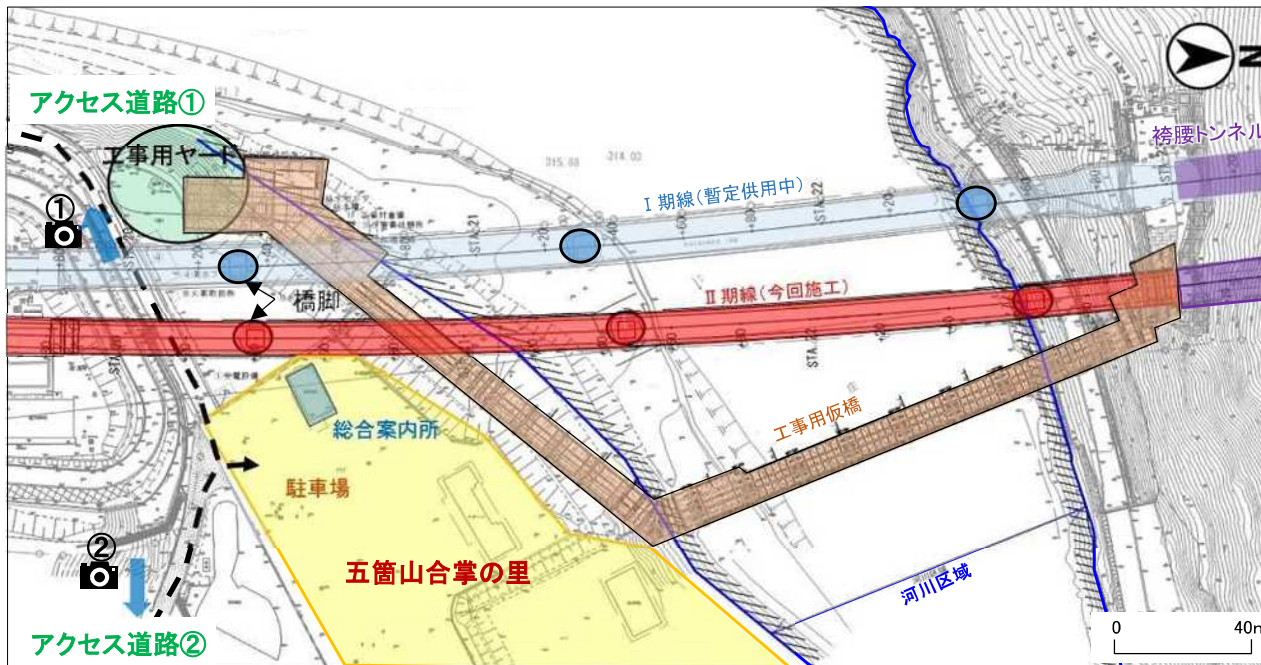
【URL】<https://www.gokayama.jp/>

当初計画

トンネル工事のため、河川対岸に工事用ヤードを設定し、そこから仮橋を設置することでアクセスする計画

「五箇山合掌の里」は世界遺産「菅沼合掌造り集落」と一体となった年間約40万人が訪れる観光施設であり、工事用ヤードの設定においては、総合案内所がⅡ期線と近接した場所にあるため、駐車場における施設利用者と工事関係者の輻輳による影響を考慮

I期線の西側から工事用仮橋を設置する計画



アクセス道路①



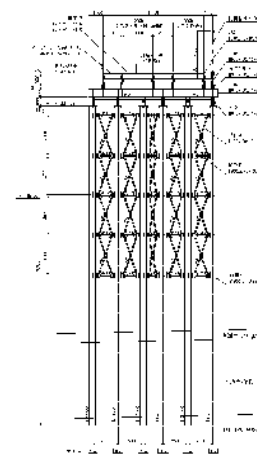
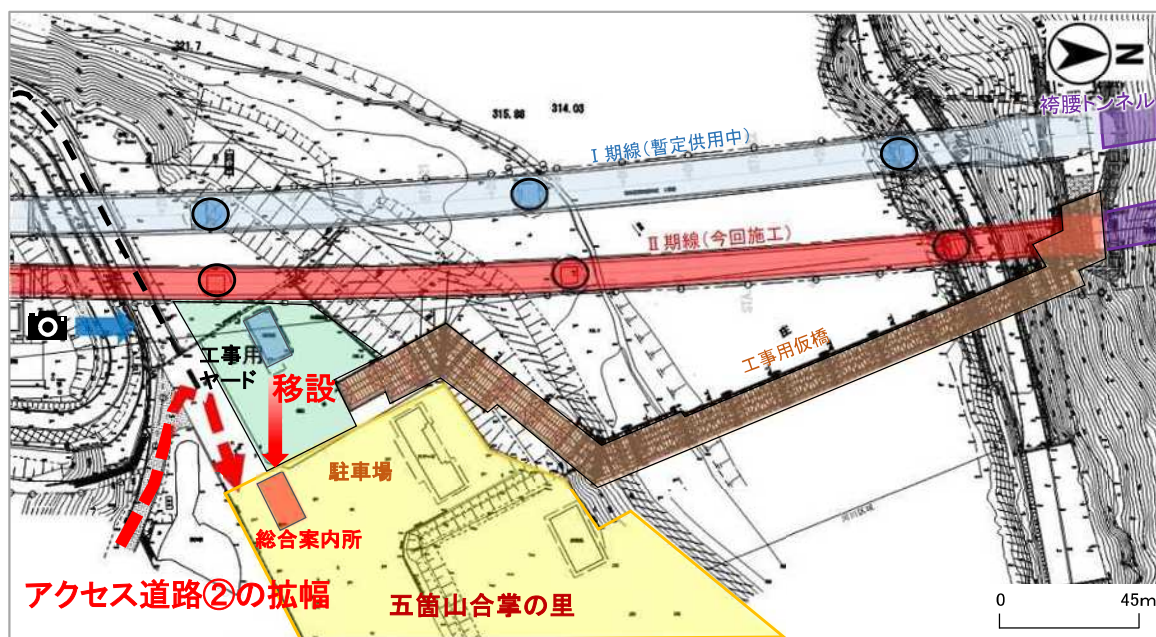
アクセス道路②

変更計画

「五箇山合掌の里」総合案内所周辺の駐車場を借地し、そこに工事用ヤードの確保が可能となれば、工事用仮橋の設置延長を短縮しコスト縮減ができると考え、施設管理者や行政機関と協議を開始

施設管理者や行政機関の課題を踏まえ、**総合案内所の移設**及び**アクセス道路②の拡幅**を提案・協議

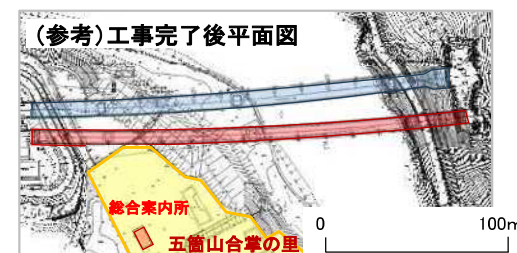
一般車両と工事関係車両の住み分けに繋がる総合案内所の移設やアクセス道路②の拡幅を条件に、借地の許可を得て工事用ヤードの位置を変更したことで工事用仮橋の延長を短くし、コスト縮減を実現



仮橋断面図



工事用仮橋設置状況



(参考)工事完了後平面図

変更計画にむけた取組み

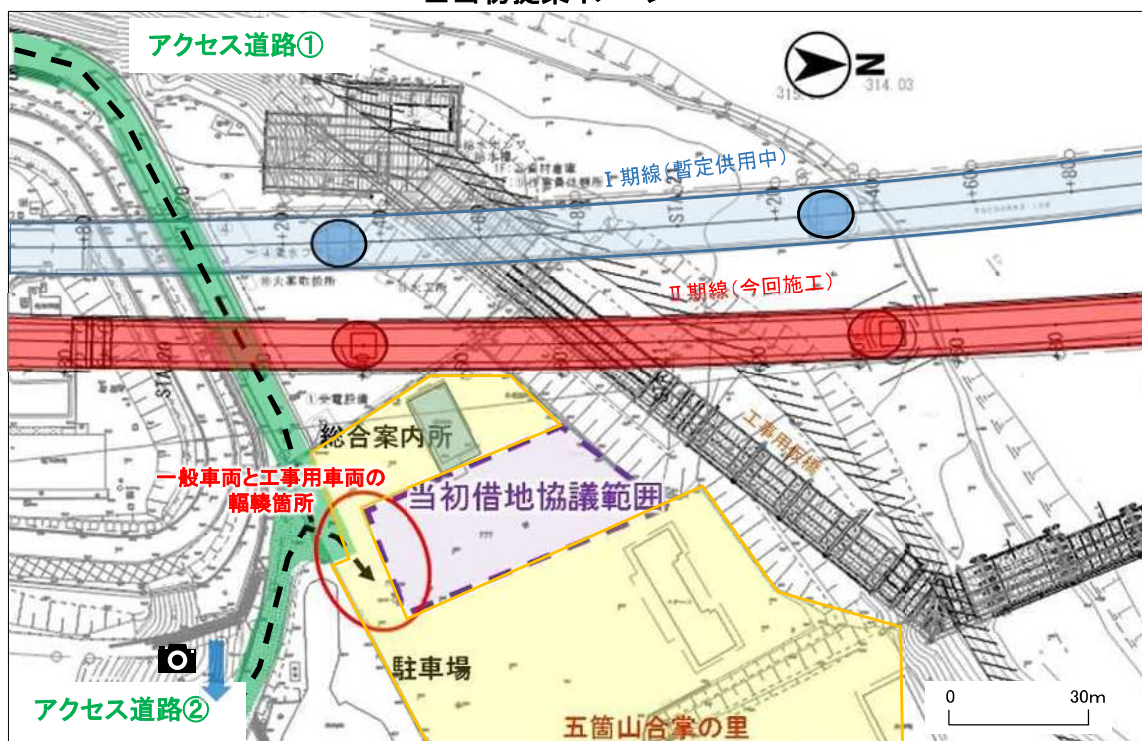
【施設管理者との協議】

- ・駐車場の空きスペースの借地について提案をするも、工所用ヤードと施設が混在することによる安全性を懸念
- ・アクセス道路①・②における、大型観光バスを含む一般車両(利用者)と工事車両が輻輳することによる安全性を懸念

【行政との協議】

- ・アクセス道路①・②における、大型観光バスを含む一般車両(利用者)と工事車両と輻輳することによる安全性を懸念
- ・アクセス道路②は幅員が小さく離合が困難となっていることは、道路管理者としても安全性が低く懸念事項
⇒アクセス道路①・②を利用し、一般車両と工事用車両の分離を検討するもアクセス道路②は車両の離合が困難

■当初提案イメージ



アクセス道②状況(現況)

変更計画にむけた取り組み

◆懸念事項の解決に向けて

○総合案内所を移設

⇒総合案内所の移設を行うことで、工事用ヤードと施設(駐車場)が分離され、安全性が向上

○アクセス道路②を拡幅

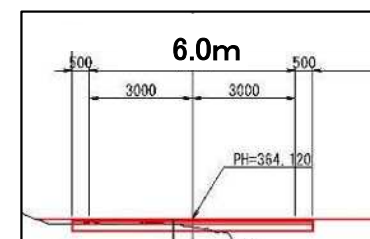
⇒アクセス道路②を拡幅することで、観光バスを含む一般車両はアクセス道路②、工事用車両はアクセス道路①を使用する運用が可能となり安全性が向上。拡幅にあたり、用地取得は行政が行い、NEXCOが本事業の発生土を用いてアクセス道路②の拡幅を行うことを協議



総合案内所移設状況



アクセス道路②拡幅平面図



拡幅断面図

総合案内所の移設やアクセス道路拡幅により、施設管理者・行政の課題を解決するとともにコスト縮減を達成

◆協議経緯

年月	経緯
令和3年7月、11月	施設管理者、行政と平面図を用いて借地計画について協議
令和4年3月、5月	施設管理者、行政とフォトモンタージュを用いて借地計画について協議
令和4年9月	施設管理者と協議の中で、総合案内所の移設とアクセス道路②拡幅について協議
令和4年12月	施設管理者と総合案内所の移設とアクセス道路②拡幅を条件に借地の内諾を得る
令和4年12月～令和5年3月	行政と総合案内所の移設とアクセス道路②拡幅などについて協議(計5回)
令和5年5月	行政との移設についての基本協定締結を受け、施設管理者と借地範囲について協議
令和5年6月	借地および工事計画(仮橋の形状)について施設管理者より了承を得る
令和5年11月	アクセス道路②拡幅計画について行政より了承を得る
令和6年4月	総合案内所の移設工事実施

経営努力要件適合性について

施設管理者・行政と約2年間にわたり協議した結果、借地が可能となり工事用ヤードを設置したことで、工事用仮橋の形状を変更、延長を短くしたことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請する会社の経営努力》

施設管理者及び行政と協議し、工事用仮橋の形状を変更したことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議